



行政書士ADRセンター東京

2019年5月31日
行政書士ADRセンター東京

ユキマサ特製メモ帳プレゼントキャンペーンのお知らせ ～「行政書士ADRセンター東京」開設10周年～

東京都行政書士会が運営する「行政書士ADRセンター東京」は、令和元年5月25日、開設10周年を迎えました。

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している、調停機関です。平成21年5月25日の認証以降、「対話促進型調停」を採用して4つの専門分野における紛争解決のサポートを行っています。

行政書士ADRセンター東京では、「自転車事故」、「愛護動物（ペット）」、「賃貸住宅の敷金返還・原状回復」、「外国人の職場環境・教育環境」の4分野におけるトラブルの調停を行っております。

ここ4年間は問い合わせ数もコンスタントに300件をいただき、調停申込を前提とした事前相談利用数も昨年度は44件、調停の実施件数も昨年度は初めて2桁にのり、当センターの活動が着実に浸透してきていることを実感しているところです。

そこで行政書士ADRセンター東京開設10周年を記念して、事前相談利用者の皆様に、日本行政書士会連合会公認キャラクターである「ユキマサくん」の特製メモ帳を先着100名の方にプレゼントするキャンペーンを実施いたします。

このキャンペーンをきっかけに、トラブルの解決には、「調停（話し合い）」という方法もあることや、対話促進型調停であれば円満な紛争解決が目指せることを、多くの方々に知つていただきたいと考えています。

【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京（センター長 光永 謙太郎）

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 <https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

TEL:03-5489-7441（受付時間 火・木・土曜日 10:00~16:00） FAX:03-5456-6839

広報担当 山本

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。

行政書士ADRセンター東京

行政書士ADRセンター東京開設10周年特別企画

ユキマサ特製メモ帳プレゼントキャンペーン概要

◇開催日程

令和元年6月1日（土）以降に実施された事前相談よりプレゼントいたします。

◇詳細

- ・行政書士ADRセンター東京が取り扱える紛争分野に関する事前相談をお申込みいただき、事前相談を行った方1組につき、ユキマサくんのメモ帳を1冊プレゼントいたします。
- ・事前相談を実施した先着順に100名にプレゼントいたします。
- ・電話での相談は除きます。

◇ご利用までの流れ

- ① まずは、お電話ください。（行政書士ADRセンター東京 03-5489-7441）
- ② 電話担当者の案内に従って、事前相談のご予約手続きを行ってください。
- ③ 相談当日、ご予約時間に行政書士会館にお越しください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。<https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

行政書士ADRセンター東京とは

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している調停実施機関です。